

## 第4章 指針の推進体制

### 1. それぞれの役割

#### 市民

健康づくりは個人の努力と実践が基本となります。市民一人ひとりが歯と口腔についての知識と理解を深め、歯科疾患予防のための取り組みを実践するとともに、定期的な歯科健診や歯科保健指導等を受けることが大切です。

#### 歯科医療関係者

歯科医師をはじめとした歯科医療関係者は、歯科保健における専門的立場から施策の企画に対して助言を行うとともに、施策への協力を行います。

また、良質かつ適切な歯科医療、歯科保健指導を行い、市民の歯科口腔保健の維持向上に努めます。そのため、資質向上を図るための研修会等を開催するとともに、市民への啓発活動を行います。

#### 保健医療関係者

歯科医療関係者等と連携し、市民の健康づくりを推進するとともに、施策への協力を行います。

#### 事業者

従業者の歯科健診、歯科保健指導の機会を確保するなど、歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めます。

#### 市

この指針を推進し、目標を達成するために、保健・医療・福祉・教育等の関係者等と連携し、歯科保健施策を推進します。

また、歯科保健医療に関する情報を市民に提供し、啓発活動を行います。

### 2. 関係機関との連携

ライフステージに応じた取り組みをしていくためには、関係機関と情報を共有し、共通理解のもと施策を推進して行くことが重要です。

市の歯科保健事業は様々な部署にわたって行われているため、行政では庁内関係各課との連携を図ります。

また、市民一人ひとりの主体的な行動を支援していくために、医師会、歯科医師会、歯科衛生士会などに加え、関係機関や関係団体との連携を図りながら、共同して事業を推進していきます。

### 3. 進行管理と評価

この指針は、健康づくり推進協議会歯科口腔保健部会において、毎年進捗状況の確認・評価を行うとともに、目標を達成するための対策について検討を行います。

なお、評価に関する基礎データは、市の健診データや学校保健統計、また国や県のデータにより把握することとします。